

八王子市生活の安全・安心に関する条例

平成 14 年 12 月 24 日

条例第 65 号

改正 平成 19 年 3 月 28 日 条例第 20 号

平成 26 年 3 月 7 日 条例第 3 号

(目的)

第1条 この条例は、地域における犯罪を未然に防ぐとともに、市民生活の安全に関する意識の高揚を図ることにより、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、市民生活の安全に関する意識の啓発、地域の安全を守るための自主的な活動に対する支援その他の市民生活の安全を確保するために必要な施策を実施するものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、自らの安全の確保及び地域の生活安全活動の推進に努めるとともに、市が実施する市民生活の安全のための施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第4条 市の区域内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人(以下「事業者」という。)は、自らの事業活動を安全に行うための環境を整備するとともに、市民生活の安全を確保するものとする。

2 事業者は、市民生活の安全を阻害するおそれのある宣伝行為を自粛するものとする。

3 事業者は、市が実施する市民生活の安全のための施策に協力するものとする。

4 事業者は、犯罪を防止するための設備の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

(所有者等の責務)

第5条 市の区域内に存する土地又は建物を所有し、管理し、又は占有する者(以下「所有者等」という。)は、その土地又は建物を使用する者の安全のための環境を整備するとともに、市が実施する市民生活の安全のための施策に協力するものとする。

2 所有者等は、犯罪を防止するための設備の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

(犯罪防止に関する指導)

第6条 市長は、犯罪を防止するために必要があると認めるときは、事業者及び所有者等に対し、管轄する警察署の署長(以下「警察署長」という。)と協議するよう指導することができる。

(公共の場所における禁止行為)

第7条 何人も、道路、広場その他公共の場所において、次に掲げる行為を自ら行い、又は他人に行わせてはならない。

(1) つきまとい勧誘行為(勧誘に対し拒絶の意思を示している者に対し、執ようにつきまとい、勧誘を行う行為をいう。)

(2) 置き看板等放置行為(法令又は条例の規定に基づき設置し、及び管理している場合を除き、置き看板、商品その他の物品を設置し、又は放置する行為をいう。)

2 市長は、前項の規定に違反していると認められる者に対し、必要な指導をすることができる。

改正後	改正前
(公共の場所における禁止行為)	(公共の場所における禁止行為)
第7条 何人も、道路、広場その他公共の場所において、次に掲げる行為を自ら行い、又は他人に行わせてはならない。	第7条 何人も、道路、広場その他公共の場所において、次に掲げる行為を自ら行い、又は他人に行わせてはならない。
(1) 次に掲げる客引き行為等	
ア <u>酒類を伴う飲食をさせる行為の提供(常態として、通常主食と認められる食事を提供するものを除く。)</u> について、客引きをすること。	
イ <u>個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設の提供</u> について、客引きをすること。	
ウ <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号。以下「法」という。)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業に関し、客引きを</u> すること。	
エ <u>アからウまでに掲げる行為をする目的で、それらの行為の相手方となるべき者を待つこと。</u>	
(2) 次に掲げるスカウト行為等	
ア 次のいずれかに該当する役務に従事するように勧誘すること。	
(ア) <u>人の性的好奇心に応じて人に接する役務</u>	
(イ) <u>専ら異性に対する接待(法第2条第3項に規定する接待をいう。)をして酒類を伴う飲食をさせる役務</u>	
イ <u>わいせつな行為に係る人の姿態であって性欲を興奮させ、又は刺激するものをビデオカメラその他の機器を用いて撮影するための被写体となるように勧誘すること。</u>	

	<u>ウ ア及びイに掲げる行為をする目的で、それらの行為の相手方となるべき者を待つこと。</u>	
	(3) つきまとい勧誘行為(勧誘に対し拒絶の意思を示している者に対し、 <u>その身体又は衣服を捕らえ、所持品を取り上げ、進路に立ち塞がり、身辺につきまとう等執ようにつきまとい、勧誘を行う行為をいう。)</u>	(1) つきまとい勧誘行為(勧誘に対し拒絶の意思を示している者に対し、執ようにつきまとい、勧誘を行う行為をいう。)
	(4) (略)	(2) (略)
2	市長は、前項の規定に違反していると認められる者に対し、必要な指導又は質問をすることができる。	2 市長は、前項の規定に違反していると認められる者に対し、必要な指導をすることができる。
3	市長は、前項の規定による指導又は質問をあらかじめ指定する者に行わせることができる。	

(重点区域の指定等)

第8条 市長は、前条第1項各号に掲げる行為(以下「禁止行為」という。)を防止するために特別な措置を講ずる必要があると認めるときは、区域を定め、禁止行為ごとに禁止行為防止重点区域(以下「重点区域」という。)に指定することができる。

2 市長は、重点区域を指定し、指定を解除し、又は指定した区域を変更しようとするときは、あらかじめ、第10条に規定する協議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、重点区域を指定し、指定を解除し、又は指定した区域を変更したときは、その旨を告示しなければならない。

(警告、命令等)

第9条 市長は、重点区域において、第7条第1項の規定に違反した者に対し、同条第2項の規定による指導をしても、なお反復して禁止行為をし、又は他人にさせたときは、中止するよう警告することができる。

2 市長は、前項の規定による警告を行った場合において、その警告を受けた者が正当な理由なくその警告に従わなかったときは、文書で勧告することができる。

3 市長は、前項の規定による勧告を行った場合において、その勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、当該勧告を受けた者に対して、意見を述べる機会を与えなければならない。

5 市長は、第2項の規定による勧告(置き看板等放置行為に係るものに限る。)に従わなかった者に対して、期限を定めて必要な措置を命ずることができる。

注 平成 26 年6月1日から施行

改正後	改正前
(警告、命令等)	(警告、命令等)
<p>第9条 市長は、重点区域において、第7条第1項第3号及び第4号の規定に違反した者に対し、同条第2項の規定による指導をしても、なお反復して禁止行為をし、又は他人にさせたときは、中止するよう警告することができる。</p>	<p>第9条 市長は、重点区域において、第7条第1項の規定に違反した者に対し、同条第2項の規定による指導をしても、なお反復して禁止行為をし、又は他人にさせたときは、中止するよう警告することができる。</p>
2・3 (略)	2・3 (略)
<p>4 市長は、前3項の規定による警告、勧告又は公表を行うため必要があると認めるときは、関係のある者に対して資料の提供、照会への回答、調査の実施その他必要な協力を求めることができる。</p>	
<p>5 市長は、第1項の規定による警告をあらかじめ指定する者に行わせることができる。</p>	
<p>6 市長は、第3項の規定による公表を行おうとするときは、当該勧告を受けた者に対して、意見を述べる機会を与えなければならない。</p>	<p>4 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、当該勧告を受けた者に対して、意見を述べる機会を与えなければならない。</p>
7 (略)	5 (略)

 (協議会)

第 10 条 市民生活の安全に関する情報を共有し、施策の実施に関し必要な事項を協議するため、市長の附属機関として、八王子市生活安全対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、市長が委嘱する委員 20 人以内をもって組織する。

3 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

(警察署長との協議)

第 11 条 市長は、この条例の目的を達するため、警察署長と緊密な連携を図るとともに、犯罪を防止するための施策を実施する際には、警察署長と協議するものとする。

(罰則)

第 12 条 第9条第5項の規定による命令に違反した者は、2万円以下の過料に処する。

注 平成 26 年6月1日から施行

	改正後	改正前
	(罰則)	(罰則)
	第 12 条 <u>第9条第7項</u> の規定による命令に違反した者は、2万円以下の過料に処する。	第 12 条 <u>第9条第5項</u> の規定による命令に違反した者は、2万円以下の過料に処する。
	2 (略)	2 (略)

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の過料を科する。

(委任)

第 13 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条及び次項の規定は、公布の日から起算して 2 月を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。(平成 15 年規則第 1 号で、平成 15 年 1 月 15 日から施行)

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年八王子市条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 74 号」を「第 75 号」に改める。

第 4 条第 3 項ただし書中「第 68 号」を「第 69 号」に改める。

別表中第 74 号を第 75 号とし、第 31 号から第 73 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 30 号の次に次の 1 号を加える。

31	生活安全対策協議会委員	日額	12,000
----	-------------	----	--------

附 則(平成 19 年 3 月 28 日条例第 20 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 12 条を第 13 条とし、第 11 条の次に 1 条を加える改正規定は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 7 日条例第 3 号)

この条例は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。